

令和 8 年度 尼崎市修学援助金のご案内

令和 8 年 7 月 1 日
尼崎市教育委員会

尼崎市は、高等学校等に在学する生徒の保護者で修学するための教育費にお困りの方、独立の生計を営む勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒に対して修学援助金を交付しております。交付を希望される方は、この案内をよくお読みのうえ申請してください。

1 対象となる高等学校等

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校（後期課程に限り、専攻科及び別科を除く。）若しくは高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）
- (2) 学校教育法第 124 条に規定する専修学校（高等課程に限る。）
- (3) 学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（尼崎市教育委員会が特に認めるものとして朝鮮高級学校に限る。）

2 対象者

- (1) 令和 8 年 7 月 1 日現在、保護者（勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒にあつては、その本人）が市内に居住していること。
- (2) 保護者（勤労生徒等にあつては、その本人。児童養護施設入所生徒にあつては、入所施設。）が、修学援助金に相当する給付金（※）の交付を他から受けていないこと。

※修学援助金に相当する給付金：生活保護法における高等学校等就学費（生業扶助）等

○「勤労生徒等」及び「児童養護施設入所生徒」とは・・・

勤労生徒等・・・自分を扶養する者がいないため、自ら勤労等により独立の生計を営んでいる生徒

児童養護施設入所生徒・・・児童福祉法第 41 条に規定する市内の児童養護施設に入所している生徒

3 在学別交付資格要件及び交付金額

在学している高等学校等の種別（全日制課程及び定時制課程、通信制課程並びに各種学校）ごとに、交付を受けられる資格要件及び交付金額に違いがあります。

(1) 交付を受けられる資格要件

ア 生徒が全日制課程又は定時制課程に在学している場合

保護者全員の令和 8 年度の地方税法の規定による市県民税の所得割（以下「所得割」という。）の合計が 1 0 0 円以上 1 0 5, 5 0 0 円未満である保護者

※ 保護者全員が令和 8 年度の所得割を課されていない場合は対象となりません。しかし、『兵庫県高校生等奨学給付金制度』の対象となる場合がありますので、下記 7 (2) の問合せ先にお問い合わせください。

イ 生徒が通信制課程に在学している場合

次のいずれかに該当する保護者

- ① 保護者全員が令和 8 年度の所得割を課されていないこと。
- ② 保護者全員の令和 8 年度の所得割の合計が 1 0 0 円以上 1 0 5, 5 0 0 円未満であること。

※ ①に該当する保護者は、『兵庫県高校生等奨学給付金』との併給も可能です。下記 7 (2) の問合せ先にお問い合わせください。

ウ 生徒が各種学校(朝鮮高級学校)に在学している場合

次のいずれかに該当する保護者

- ① 保護者全員が令和 8 年度の所得割を課されていないこと。
- ② 保護者全員の令和 8 年度の所得割の合計が 1 0 0 円以上 1 0 5, 5 0 0 円未満であること。

(2) 交付金額 (年額)

ア 全日制課程及び定時制課程

区分	国公立	私立	各種学校 (朝鮮高級学校)
所得割課税なし	—	—	第 1 子 : 72,000 円
			第 2 子以降※1 : 138,000 円
所得割が 100 円以上 105,500 円未満	12,100 円	21,330 円	72,000 円

※1 保護者が、申請に係る生徒以外に、当該生徒の兄又は姉（いずれも年上に限る。）で、令和 9 年 3 月 31 日時点で 22 歳以下である者を扶養している場合のこと。（保護者が当該兄又は姉を扶養していない場合は、当該生徒を第 1 子とみなします。）

イ 通信制課程

区分	国公立	私立
所得割課税なし※2、3	9,500 円	19,900 円
所得割が 100 円以上 105,500 円未満	43,170 円	54,630 円

※2 所得割が課されていない場合の交付金額は、兵庫県高校生等奨学給付金との合計で【国公立 60,000 円・私立 72,000 円】となるように交付金額を決めますので、兵庫県高校生等奨学給付金の額によっては、交付金額が変動することがあります。

4 手続

(1) 必要書類の提出

枠内に記載している必要書類を提出期間内に提出してください。写しが必要な書類は、写しをご持参ください。市教育委員会でコピーを取ることはできません。

☐ 尼崎市修学援助金交付申請書

☐ 在学証明書

※ 証明日が令和8年7月1日以後であり、学年又は入学年が記載されているもの。生徒証及び学生証は不可。

☐ 交付要件が確認できる書類

ア（令和8年1月1日現在、尼崎市外在住の方のみ）

保護者全員分（勤労生徒等の場合は世帯人員全員分）の「令和8年度市県民税課税額証明書」又は「令和8年度市民税・県民税納税通知書」

※ 「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収額の決定通知書」は不可。

イ（児童養護施設入所生徒の場合）

児童養護施設に入所していることを当該児童養護施設の長又は管理者が証する書類

☐ 修学援助金振込先口座届出書

☐ 預金通帳の支店名及び口座番号が記載されているページの写し

(2) 申請書の配布場所及び申請書提出先（窓口での受付のみです。）

尼崎市三反田町1丁目1番1号（尼崎市教育・障害福祉センター3階）

尼崎市教育委員会事務局学校教育部学事企画課

（受付時間：午前9時から午後5時00分まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。））

(3) 提出期間

令和8年8月3日（月）から同月31日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

※ 提出期間外は受け付けることができませんので、ご注意ください。

※ 郵送での受付はできません。

5 交付の決定

尼崎市教育委員会が交付可否について審査を行い、その結果を申請者に文書で通知します。

6 交付の方法等

令和8年10月下旬頃に、口座届出書に記載された振込先の口座に振り込みます。

7 問合せ先等

(1) 尼崎市修学支援金について

尼崎市教育委員会事務局学校教育部学事企画課

住 所：〒661-0024

尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター3階

電 話：06-4950-5671

受付時間：午前9時から午後5時00分（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

(2) 兵庫県高校生等奨学給付制度について

在学する高等学校等	問合せ先
国立又は公立の高等学校等	兵庫県教育委員会事務局財務課（電話番号：078-362-3882）
私立高等学校等	兵庫県総務部教育課（電話番号：078-362-3104）

以 上